

○四市複合事務組合職員の住居手当等の支給に関する規則

昭和52年4月1日規則第8号

(その他の特殊勤務手当)

第4条 条例第2条第4項に規定する職員に支給する特殊勤務手当は、次の表に定めるものとする。

特殊勤務手当の種類	特殊勤務手当の区分	特殊勤務手当の額
1 夜間介護手当	特別養護老人ホーム三山園に勤務する職員が夜間看護及び夜間介護のために勤務を命ぜられ従事した場合	1回9,800円
	特別養護老人ホーム三山園に勤務する看護師及び准看護師が夜間自宅での待機を命ぜられた場合	1回1,000円
2 介護施設福祉手当	業務手当	施設長 月額40,000円 事務長 月額30,000円 ショートステイ管理者 月額25,000円 デイサービスセンター長 月額20,000円 看護師長、介護士長 月額20,000円 副看護師長、副介護士長 月額17,000円 介護リーダー 月額15,000円 介護サブリーダー 月額10,000円
	介護福祉手当	介護福祉士 月額25,000円 社会福祉士 月額20,000円 看護師・准看護師 月額25,000円 管理栄養士 月額20,000円 理学療法士 月額20,000円 社会福祉主事任用資格 月額20,000円 (支給開始から5年間の支給。ただし、本規則改正施行日において在籍する職員は平成33年3月まで支給する。) 介護支援専門員 ケアプラン作成従事者は月額20,000円(ただし、重複支給額は月額5,000円) 認知症ケア専門士 月額5,000円 はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師 月額5,000円(本規則改正施行日において在籍する職員は平成33年3月まで 月額10,000円) 初任者研修修了者、旧ヘルパー2級研修修了者 月額5,000円(本規則改正施行日において在籍する職員は平成33年3月まで 月額10,000円)

	年末年始手当	特別養護老人ホーム三山園に勤務する職員が12月29日から翌年1月3日までの日の勤務の割振りに伴い勤務を命ぜられた場合 1回5,000円
	プロジェクト手当	管理者に重要事項の調査研究、計画策定及び遂行等を命ぜられ、その業務に従事する者 月額20,000円以内
3 斎場業務手当	霊柩自動車による搬送業務に従事する者	日額150円
	火葬業務に従事する者	日額300円

備考 介護施設福祉手当は、複数の資格を有する場合は支給額が上位の資格のみ支給する。ただし、介護支援専門員及び認知症ケア専門士は、重複支給する。